

指定給水装置工事事業者の申請手続（指定・更新）の郵送受付について

日頃から、大阪広域水道企業団水道事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

指定給水装置工事事業者の申請手続（指定・更新）は、**原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。**

郵送申請を希望される場合は、下記の書類を同封のうえ、送付をお願いします。なお、申請書類の不足や不備等あった場合は、修正などしていただき、再送付していただくこととなりますので、ご了承ください。

記

□（指定・更新）申請書類チェックリスト

- 更新申請書書類（「指定給水装置工事事業者（指定・更新）申請書類チェックリスト」参照）
(<https://www.wsa-osaka.jp/material/files/group/52/251001checklist.pdf>)

※申請書類は、大阪広域水道企業団ウェブページの「事業者の方へ→給水装置工事関連→指定給水装置工事事業者の申請手続等について→指定給水装置工事事業者の申請手続（指定・更新）と様式ダウンロード」からダウンロードすることができます。

(<https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/kyusuiKOZI/11299.html>)

□（旧）の「指定給水装置工事事業者指定証」（原本）

※申請手続中に必要となる場合は、コピーするなどして対応をお願いします。

□指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10）

※指定事項に変更がある場合は、事前に変更届書の提出が必要になります。

□指定証送付用封筒（定形外郵便 角形 2号 送付先を記入し送付用切手 180 円添付）

□納付書送付用封筒（定形郵便 長形 3号 送付先を記入し送付用切手 110 円添付）

1 郵送先：ご希望される水道センターいずれか 1 か所で受付（裏面、お問合せ先参照）

2 申請手数料について

給水装置工事事業者指定更新手数料 10,000円

※1 手続に要する期間は、上記手数料の納付から 1 か月程度となります。

※2 郵送申請を希望された場合は、納付を事前に確認するため、送付した納付書による領収証書をファックスで送信してください。

3 お問合せ及び郵送先一覧

センター名	住 所	電話番号・ファックス
岸和田水道センター	〒596-0074 岸和田市本町6番1号（岸和田市役所別館2階内）	TEL：072-423-9590（直通） FAX：072-423-4885
八尾水道センター	〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番30号	TEL：072-923-6308（直通） FAX：072-923-6595
富田林水道センター （水道お客様センター）	〒584-8511 富田林市常盤町1番1号（富田林市役所地下）	TEL：0721-20-6400（直通） FAX：0721-20-7444
柏原水道センター	〒582-0016 柏原市安堂町1番55号（柏原市役所別館1階）	TEL：072-972-1645（直通） FAX：072-973-0100
高石水道センター	〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号（高石市役所内）	TEL：072-275-6426（直通） FAX：072-265-9916
藤井寺水道センター	〒583-0027 藤井寺市岡一丁目1番1号（藤井寺市役所内）	TEL：072-939-1324（直通） FAX：072-939-7036
泉南地域水道センター	〒590-0521 泉南市樽井737番地	TEL：072-482-6551（代表） FAX：072-482-1460
四條畷水道センター	〒575-0051 四條畷市中野本町1番44号	TEL：072-876-6221（直通） FAX：072-879-7185
大阪狭山水道センター	〒589-0005 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1（大阪狭山市役所内）	TEL：072-349-9413（直通） FAX：072-366-0034
豊能地域水道センター	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	TEL：072-738-3311（直通） FAX：072-738-7527
忠岡水道センター	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番1号（忠岡町役場内）	TEL：0725-22-1122（代表） FAX：0725-31-3788
熊取水道センター	〒590-0422 泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号	TEL：072-452-0357（直通） FAX：072-452-7865
南河内地域水道センター	〒583-0995 南河内郡太子町大字太子353番地の1	TEL：0721-98-5536（直通） FAX：0721-98-4622